

保証制度一覧（名古屋市融資制度）

責任共有制度の対象外となる保証については、100%と表記しております。

制度名		概 要	融 資 限 度 額	資 金 使 途	融 資 期 間 （ 注 １ ）	利 率 （ 年 ）	返 済 方 法	貸 付 形 式	必 要 書 類	取 扱 金 融 機 関 （ 愛 知 県 内 店 舗 に 限 り ま す 。 ）
小規模企業等振興資金	通常資金	常時使用する従業員の数が50人（商業またはサービス業を主たる事業とする事業者については30人）以下の個人、会社、企業組合、医療法人および特定非営利活動法人（NPO）のかたに対して行う保証	5,000万円 ただし、愛知県信用保証協会における本制度の融資残高を合算します。	運転・設備	3年以内 5年以内 7年以内	2.2％ 2.3％ 2.4％	分割返済	証書貸付 手形貸付	所得税（法人の場合は法人税）、事業税、県民税および市民税にかかる直近の納付書または納付が確認できる通帳の写しもしくは納税証明書 ただし、受付機関等において納付が確認できる場合、その添付を省略できます。	
	小口資金 100％	常時使用する従業員の数が20人（宿泊業・娯楽業を除く商業・サービスを主たる事業とする事業者については5人）以下の会社および個人その他の中小企業信用保険法第2条第3項第1号から第6号に定める小規模企業者のかたに対して行う保証	2,000万円 ただし、既に利用している信用保証協会（複数協会を利用している場合はその合計）の保証付融資残高（根保証においては融資極度額）を含みます。	設備	10年以内	2.5％	分割返済 一括返済	証書貸付 手形貸付 割引		
経営強化支援資金	大口資金	経営強化を図るために必要な資金について行う保証	1億5,000万円	運 転	1年以内 3年以内 5年以内 7年以内	2.2％ 2.3％ 2.4％ 2.5％	分割返済 一括返済	証書貸付 手形貸付 割引	【「SDGs推進保証なごや」を利用できる場合】 SDGs推進保証なごやにかかる説明書 【「名古屋市工業技術グランプリ」の受賞者の場合】 受賞通知書の写し	【銀行】 三菱ＵＦＪ りそな・三井住友 みずほ・北陸 大垣共立・十六 静岡・百五 三十三 関西みらい 名古屋・あいち 【信用金庫】 愛知・中日・岡崎 瀬戸・碧海・岐阜 西尾・豊田・東春 いちい・蒲郡 知多・東濃 【その他】 商工組合中央金庫 信用組合愛知商銀
				設 備	3年以内 5年以内 7年以内 10年以内	1.8％ 1.9％ 2.0％ 2.1％				
資金	賃上げ環境整備資金	生産性向上等の賃上げ環境整備のための設備投資に必要な資金について行う保証 令和9年2月26日保証承諾分まで	2億8,000万円	設備 （注3）	3年以内 5年以内 7年以内 10年以内 15年以内	1.3％ 1.4％ 1.5％ 1.6％ 1.7％	分割返済 一括返済	証書貸付 手形貸付	「経営強化支援資金（賃上げ環境整備資金）」 確認申請書	
経営安定資金	経済変動対策資金	セーフティネット保証1号～4号、6号の認定を受けているかたに対して行う保証 100％	8,000万円 ただし、セーフティネット保証1号から6号の場合は1億円	運転・設備	3年以内 5年以内 7年以内 10年以内	2.0％ 2.1％ 2.2％ 2.3％	分割返済 一括返済	証書貸付 手形貸付 割引	セーフティネット保証1号～8号にかかる市町村長の認定書 【セーフティネット保証8号の場合】 上記に加え、取引状況申告書	
		セーフティネット保証5号、7号、8号の認定を受けているかたに対して行う保証		運転・設備	3年以内 5年以内 7年以内 10年以内	2.1％ 2.2％ 2.3％ 2.4％				
資金	大規模危機対策資金 100％	危機関連保証の認定を受けているかたに対して行う保証	8,000万円	運転・設備	3年以内 5年以内 7年以内 10年以内	2.0％ 2.1％ 2.2％ 2.3％	分割返済	証書貸付 手形貸付	危機関連保証にかかる市町村長の認定書 ※経済産業大臣の指定がなされた場合、本保証をご利用いただけます。	

小規模企業等振興資金については、推薦書をつけることができます。（必須ではありません。）詳しくはこちらまでお問い合わせください。

名古屋商工会議所（052-223-5754）、守山商工会（052-791-2500）、鳴海商工会（052-896-3331）、有松商工会（052-621-0178）

（注1）融資期間には、経営改善サポート資金は60か月以内、新事業創出資金は36ヶ月（一部の場合に限ります）、大規模危機対策資金は24か月以内、それ以外は12か月以内の据置期間を含みます。

（注2）名古屋市の産業振興施策「名古屋市工業技術グランプリ」については、名古屋産業振興公社（052-654-1683）までお問い合わせください。

（注3）設備投資に付随する運転資金であって、その金額が全体の40%を超えない場合は、設備資金として取り扱うものとします。

保証制度一覧（名古屋市融資制度）

責任共有制度の対象外となる保証については、**100%**と表記しております。

制度名		概 要	融 資 限 度 額	資 金 使 途	融 資 期 間 （ 注 １ ）	利 率 （ 年 ）	返 済 方 法	貸 付 形 式	必 要 書 類	取 扱 金 融 機 関 〔愛 知 県 内 店 舗 に 限 り ま す 〕
経 営 安 定 資 金	環 境 適 応 資 金	経済環境の変化に適応するため、市長が特別融資対策を要すると認めた 中小企業者のかたに行う保証	8,000万円 ただし、経済対策特別資金 の残高を含みます。	運 転 ・ 設 備	3 年 以 内 5 年 以 内 7 年 以 内 10 年 以 内	2.1 % 2.2 % 2.3 % 2.4 %	分割返済 一括返済	証書貸付 手形貸付 割引	—	【銀行】 三菱ＵＦＪ りそな・三井住友 みずほ・北陸 大垣共立・十六 静岡・百五 三十三 関西みらい 名古屋・あいち 【信用金庫】 愛知・中日・岡崎 瀬戸・碧海・岐阜 西尾・豊田・東春 いちい・蒲郡 知多・東濃 【その他】 商工組合中央金庫 信用組合愛知商銀
	再 生 支 援 資 金 一部につき 100%	中小企業活性化協議会等の支援等を受け、再生計画の策定を完了して いるかたに対して行う保証							中小企業活性化協議会等の発行する証明 書等	
	経 済 対 策 特 別 資 金	最近３か月の月平均売上高または月平均売上高総利益率もしくは月平 均売上高営業利益率が前年同期または２年前同期に比べて３％以上減 少しているかたに対して行う保証	金融機関支店長等の発行する名古屋市経営 安定資金（環境適応資金）にかかる証明書							
	米 国 追 加 関 税 措 置 枠	米国追加関税措置により直接又は間接の影響を受けており、申込時点に おける最近 1か月間の売上高、売上総利益、営業利益、売上高総利益率、 売上高営業利益率のいずれかが、前年から３年前のいずれかの年の同月 の売上高、売上総利益、営業利益、売上高総利益率、売上高営業利益率 に比べて減少しているまたは減少する見込みのかたに対して行う保証	金融機関支店長等の発行する名古屋市経営 安定資金（環境適応資金）にかかる証明書（米 国追加関税措置による売上高等の減少）							
	中東情勢関連枠	中東情勢により直接又は間接の影響を受けており、申込時点における最 近 1か月間の売上高、売上総利益、営業利益、売上高総利益率、売上高 営業利益率のいずれかが、前年から３年前のいずれかの年の同月の売上 高、売上総利益、営業利益、売上高総利益率、売上高営業利益率に比べ て減少しているまたは減少する見込みのかたに対して行う保証	金融機関支店長等の発行する名古屋市経営 安定資金（環境適応資金）にかかる証明書（中 東情勢関連による売上高等の減少）							
	災 害 復 旧 資 金 一部につき 100%	次の（１）または（２）に該当するかたに対して行う保証 （１） 自然災害等により被害を受けたかた （２） 自然災害等により被害を受け、次のいずれかに該当する中小企 業者 ・ セーフティネット保証４号の認定を受けている ・ 激甚災害について災害救助法が適用された地域等に事業所 があり、直接被害を受けている	2 億8,000万円 ただし、（２）に該当 する場合は上記とは別に 2 億8,000万円 （別枠保証）	運 転 ・ 設 備	（１）の場合 1 年 以 内 1.7 % 3 年 以 内 2.0 % 5 年 以 内 2.1 % 7 年 以 内 2.2 % 10 年 以 内 2.3 % （２）の場合 3 年 以 内 1.9 % 5 年 以 内 2.0 % 7 年 以 内 2.1 % 10 年 以 内 2.2 %	分割返済 一括返済			証書貸付 手形貸付	
金	フ ォ ロ ー ア ッ プ 資 金	金融機関および認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計 画の策定ならびに計画の実行および進捗の報告をするかたに対して行 う保証	2 億8,000万円	運 転 ・ 設 備	一般保証の場合 3 年 以 内 2.1 % 5 年 以 内 2.2 % 7 年 以 内 2.3 % 10 年 以 内 2.4 % ※借換なしの場合、運 転資金は５年、設備 資金は７年以内	分割返済 一括返済	証書貸付 手形貸付	① 「経営力強化保証」申込人資格要件等届 出書 ② 申込人が策定した事業行動計画書		

保証制度一覧（名古屋市融資制度）

責任共有制度の対象外となる保証については、100%と表記しております。

制度名		概 要	融 資 限 度 額	資 金 使 途	融 資 期 間 (注 1)	利 率 (年)	返 済 方 法	貸 付 形 式	必 要 書 類	取 扱 金 融 機 関 (愛 知 県 内 店 舗 に 限 り ま す 。)
経 営 安 定 資 金	フ ォ ロ ー ア ッ プ 資 金	金融機関および認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定ならびに計画の実行および進捗の報告をするかたに対して行う保証	2 億8,000万円	運 転 ・ 設 備	セーフティネット保証 5号の場合 3 年以内 2.0 % 5 年以内 2.1 % 7 年以内 2.2 % 10 年以内 2.3 % ※既存の新型コロナウイルス感染症関連保証に係る借入金を借り換える場合に限る		分割返済 一括返済	証書貸付 手形貸付	【セーフティネット保証 5号を利用する場合】 ③セーフティネット保証 5号にかかる市町村長の認定書	【銀行】 三菱UFJ りそな・三井住友 みずほ・北陸 大垣共立・十六 静岡・百五 三十三 関西みらい 名古屋・あいち 【信用金庫】 愛知・中日・岡崎 瀬戸・碧海・岐阜 西尾・豊田・東春 いちい・蒲郡 知多・東濃 【その他】 商工組合中央金庫 信用組合愛知商銀
	経 営 改 善 サ ポ ー ト 資 金 一部につき 100%	資材高騰や物価高、人手不足等による影響を受けたかたが、経営サポート会議等に基づき作成された事業再生計画等（債権者全員の合意が成立したものに限る）に従って事業再生の計画を実施するために必要な資金の保証	1 億円	運 転 ・ 設 備	3 年以内 2.0 % 5 年以内 2.1 % 7 年以内 2.2 % 10 年以内 2.3 % 13 年以内 2.4 % 15 年以内 2.5 %		分割返済 一括返済	証書貸付 手形貸付	経営サポート会議等に基づき作成された事業再生計画等の写し 【経営者保証を免除する場合】 上記に加え、経営者保証免除対応確認書	
	事 業 承 継 支 援 資 金	次の（１）～（６）のいずれかに該当するかたに対して行う保証 （１）事業承継前に、事業承継計画を策定し、計画の実行に取り組む中小企業者 （２）事業承継後に、事業承継を契機とした経営状況等の変化に対応するため、事業計画を策定し、計画の実行に取り組む中小企業者 （３）中小企業経営承継円滑化法に基づく知事の認定を受けた中小企業者等 （４）愛知県事業承継ネットワークの構成機関等の支援を受けて、事業承継計画もしくは事業計画を策定し、計画の実行に取り組む中小企業者または中小企業経営承継円滑化法に基づく認定を受けた中小企業者等 （５） 次の①または②に該当し、かつ、③に該当する中小企業者 ① 保証申込受付日から３年以内に事業承継を予定する事業承継計画を有する法人 ② 令和２年１月１日から令和７年３月31日までに事業承継を実施した法人であって、事業承継日から３年を経過していないもの ③ 次の（a）～（d）の要件すべてを満たすこと （a）直近決算において資産超過であること （b）直近決算においてEBITDA有利子負債倍率が10倍以内であること （c）直近決算において法人・個人の分離がなされていること （d）保証申込時点において返済緩和している借入金が ないこと ただし、本制度（（５）に該当する場合に限ります。）をすでに利用している中小企業者は、上記に該当していることに加え、本制度１回目の保証日（貸付実行されたものに限る）から３年以内に保証申込を行うものに限ります。	2 億8,000万円	運 転 ・ 設 備	3 年以内 2.1 % 5 年以内 2.2 % 7 年以内 2.3 %		分割返済	証書貸付	【（１）の場合】 事業承継計画書 【（２）の場合】 事業計画書 【（３）の場合】 知事の認定書の写し（認定申請書の写しも含みます。）及び申請時に提出した添付書類の写し 【（４）の場合】 （１）～（３）のいずれかに該当することを証する書類及び事業承継ネットワークの支援機関等の支援を受けていることを証明する証明申請書	
				設 備	10 年以内 2.4 %				① 事業承継特別保証制度用の事業承継計画書 ② 事業承継特別保証制度用の財務要件等確認書 【既往借入金を借り換える場合】 ③ 事業承継特別保証制度用の借換債務等確認書 【既往借入金を借り換える場合で申込金融機関以外からの借入金を含む場合】 ④ 事業承継特別保証制度用の他行借換依頼書兼確認書 【保証料率を軽減する場合】 ⑤ ガバナンス体制の整備に関するチェックシート	
				た だ し、（４）または（５）の場合は、上記利率より0.2%引き下げます。			分割返済 一括返済	証書貸付 手形貸付		

保証制度一覧（名古屋市融資制度）

責任共有制度の対象外となる保証については、

100%

と表記しております。

制度名		概 要	融 資 限 度 額	資 金 使 途	融 資 期 間 (注 1)	利 率 (年)	返 済 方 法	貸 付 形 式	必 要 書 類	取 扱 金 融 機 関 (愛 知 県 内 店 舗 に 限 り ま す 。)
	事 業 承 継 支 援 資 金	(6) 次 の①から③のいずれにも該当する会社である中小企業者 ① 次 の (a) ～ (c) のいずれにも該当し、中小企業承継円滑化法第12条第 1 項 1 号ニの規定による知事の認定を受けていること (a) 代表者が金融機関からの借入れによる債務を保証していることにより、事業活動の継続に支障が生じていると認められること (b) 直近決算において資産超過かつEBITDA有利子負債倍率が10倍以内であること (c) 認定申請日より 3 年以内に事業承継を予定していること ② 直近決算において、法人・個人の分離がなされていること ③ 保証申込時点において、返済緩和している借入金がないこと	2 億8,000万円	運 転	3 年以内 5 年以内 7 年以内	1 . 9 % 2 . 0 % 2 . 1 %	分割返済 一括返済	証書貸付 手形貸付	知事の認定書の写し(認定申請書の写しも含みます。)および申請時に提出した添付書類の写し ① 経営承継借換関連保証用の財務要件等確認書 【既往借入金を借り換える場合】 ② 経営承継借換関連保証用の借換債務等確認書 (既往借入金を借り換える場合) 【既往借入金を借り換える場合で申込金融機関以外からの借入金を含む場合】 ③ 経営承継借換関連保証用の他行借換依頼書兼確認書 【保証料率を軽減する場合】 ④ ガバナンス体制の整備に関するチェックシート	
経	協 調 支 援 資 金	次のいずれかに該当するかたに対して行う保証 (1) 取扱金融機関の支援を受けつつ、自ら経営行動計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行うかた (2) 取扱金融機関から本制度の実行と原則同時に本保証付融資額の 1 割以上 (融資期間12か月以上) のプロパー融資を受けるかた	2 億8,000万円	運 転 ・ 設 備	3 年以内 5 年以内 7 年以内 10年以内	2 . 1 % 2 . 2 % 2 . 3 % 2 . 4 %	分割返済 一括返済	証書貸付 手形貸付	「協調支援型特別保証制度」申込人資格要件確認書兼誓約書 【対象者 (1) の場合】 上記に加え、経営行動計画書	【銀行】 三菱UFJ りそな・三井住友 みずほ・北陸 大垣共立・十六 静岡・百五 三十三 関西みらい 名古屋・あいち
営	支 援 機 関 連 携 資 金	認定経営革新等支援機関との連携により経営状況等の報告を行うことなどを条件に、信用保証料の一部を国が補助する保証	2 億8,000万円	運 転 ・ 設 備	3 年以内 5 年以内 7 年以内 10年以内	2 . 1 % 2 . 2 % 2 . 3 % 2 . 4 %	分割返済 一括返済	証書貸付 手形貸付	「モニタリング強化型特別保証制度」申込人資格要件申告書兼誓約書	
安 定 提 供 資 金	経 営 者 保 証 非 提 供 資 金	次の (1) ～ (5) のいずれにも該当する法人に対して行う保証 (1) 申込日以前 2 年間 (法人の設立日から起算して申込日までの期間が 2 年間に満たない場合は、その期間)において、決算書等を取扱金融機関の求めに応じて提出している (2) 申込日の直前の決算において、代表者 (代表者に準ずる者を含む) への貸付金その他の金銭債権 (中小企業者の事業の実施に必要なものおよび少額のものを除く) がなく、かつ、代表者 (代表者に準ずる者を含む) への役員報酬、賞与、配当その他の金銭の支払が社会通念上相当と認められる額を超えていない (3) 次 の①及び②に該当するまたはいずれかに該当する ① 申込日の直前の決算における貸借対照表上、債務超過でない ② 申込日の直前 2 期の決算における損益計算書上、減価償前経常利益が連続して赤字でない (4) 上記 (1) および (2) について継続的に充足することを誓約する書面を提出している (5) 信用保証料率の引上げにより経営者保証を提供しないことを希望している	8,000万円 ただし、セーフティネット保証 4 号または 5 号の認定を受けている場合は上記とは別に8,000万円 (別枠保証)	運 転 ・ 設 備	一般保証・セーフティネット保証 5 号の場合 3 年以内 5 年以内 7 年以内 10年以内	2 . 1 % 2 . 2 % 2 . 3 % 2 . 4 %	分割返済 一括返済	証書貸付 手形貸付	事業者選択型経営者保証非提供制度要件確認書兼誓約書 【別枠保証を利用する場合】 上記に加え、セーフティネット保証 4 号または 5 号にかかる市町村長の認定書	【信用金庫】 愛知・中日・岡崎 瀬戸・碧海・岐阜 西尾・豊田・東春 いちい・蒲郡 知多・東濃 【その他】 商工組合中央金庫 信用組合愛知商銀
	運 転 ・ 設 備	セーフティネット保証 4 号の場合 3 年以内 5 年以内 7 年以内 10年以内	2 . 0 % 2 . 1 % 2 . 2 % 2 . 3 %							
	特 別 資 金	取扱金融機関から経営者保証を提供したプロパー融資を受けており、かつ、次の (1) から (4) のいずれにも該当する法人に対する保証 (1) 資産超過であること (2) EBITDA有利子負債倍率が10倍以内であること (3) 法人・個人の分離がなされていること (4) 返済緩和している借入金がないこと	2 億8,000万円 ただし、取扱金融機関における保証限度額 (既往の本制度残高を含む) は、取扱金融機関において経営者保証を提供していないプロパー融資 (原則同時に取り組むプロパー融資を含む) 残高の範囲内	運 転	3 年以内 5 年以内 7 年以内 10年以内	2 . 1 % 2 . 2 % 2 . 3 % 2 . 4 %	分割返済 一括返済	証書貸付 手形貸付	① 財務要件等確認書 ② 借換債務等確認書	

保証制度一覧（名古屋市融資制度）

責任共有制度の対象外となる保証については、100%と表記しております。

制度名	概要	融資限度額	資金使途	融資期間 （注1）	利率 （年）	返済方法	貸付形式	必要書類	取扱金融機関 （愛知県内店舗に 限ります。）
新事業創出資金 100%	会社または個人が、開業時または開業後間もない期間に必要な資金について行う保証	3,500万円	運転・設備	3年以内	1.7%	分割返済	証書貸付	必要書類については、保証制度一覧（別枠保証）の「創業関連保証」もしくは「スタートアップ創出促進保証制度」を参照してください。 【特定創業支援を受けた場合】 ① 上記に加え、名古屋市長の証明書の写し 【協調推進枠を利用する場合】 上記に加え、以下の書類のいずれかが必要です。 ② 個人情報の提供に関する同意書（日本政策金融公庫協调用） ③ お申込紹介状 【名古屋市スタートアップ企業支援補助金において、事業認定等を受けた場合】 ④ 事業認定通知の写し	【銀行】 三菱UFJ りそな・三井住友 みずほ・北陸 大垣共立・十六 静岡・百五 三十三 関西みらい 名古屋・あいち 【信用金庫】 愛知・中日・岡崎 瀬戸・碧海・岐阜 西尾・豊田・東春 いちい・蒲郡 知多・東濃 【その他】 商工組合中央金庫 信用組合愛知商銀
				5年以内	1.8%				
			設備	7年以内	1.9%				
協調推進枠				10年以内	2.0%				
経営者保証を不要とする場合 （スタートアップ創出促進保証制度を兼ねる場合）	会社または個人が、開業時または開業後間もない期間に必要な資金について経営者保証不要で行う保証	3,500万円				分割返済	証書貸付		
協調推進枠									
環境保全・省エネルギー設備資金	公害防止、公害防止のための移転、自動車対策等に必要なとする資金について行う保証 ※詳細につきましては、名古屋市環境局大気環境対策課(052-972-2674)までお問い合わせください。	5,000万円 ただし、 市内への移転資金 7,000万円 市外への移転資金 3,500万円	5,000万円以下の場合 設備	7年以内	2.2%	分割返済	証書貸付	① 環境保全対策計画認定申請書 ② 環境保全対策計画書 ③ 見積書等	【銀行】 三菱UFJ りそな・三井住友 みずほ・北陸 大垣共立・十六 百五・三十三 名古屋・あいち 【信用金庫】 愛知・中日・岡崎 瀬戸・碧海・岐阜 西尾・豊田・東春 いちい・蒲郡 知多・東濃 【その他】 商工組合中央金庫 信用組合愛知商銀 (注) 他の制度と異なり、 本制度の利用は上記金融機関の名古屋市内店舗に限りますのでご注意ください。
		低公害車等の購入資金 3,000万円 (ただし、低公害車等の購入資金は年度ごと)							
		組合の場合 6,000万円	設備	7年以内	2.2%				